



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*82 和歌山県国際交流センター設置及び管理条例施行規則
(文化国際課)

*83 和歌山県勤労福祉会館管理規則の一部を改正する規則
(労働企画課)

○ 公告

入札公告 (道路建設課)

和歌山県体力開発センターにおける指定管理者の募集
(教育委員会)

和歌山県南紀スポーツセンターにおける指定管理者の募集
(")

和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホールに
おける指定管理者の募集 (")

規 則

和歌山県規則第82号

和歌山県国際交流センター設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木村良樹

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県国際交流センター設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第63号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止等)

第2条 和歌山県国際交流センター(以下「センター」という。)

においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) センターの施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶、その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (3) 善良な風俗を乱し、又はセンターを利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (4) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条及び第5条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由なく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者
(センターの損傷等の届出等)

第3条 利用者は、センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失によりセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
(原状回復)

第5条 利用者は、センターの利用を終了したとき又は条例第12条の規定により利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第6条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県国際交流センター指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は毎年度終了後2月以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して1月以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

(1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況

(2) センターの管理に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事又は知事の承認を受けて指定管理者が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 条例附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第6条の規定の例による。

別記様式 (第 6 条関係)

和歌山県国際交流センター指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県国際交流センター設置及び管理条例第 7 条の規定により、和歌山県国際交流センターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

和歌山県規則第83号

和歌山県勤労福祉会館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県勤労福祉会館管理規則の一部を改正する規則
和歌山県勤労福祉会館管理規則(昭和59年和歌山県規則第109号)の一部を次のように改正する。

目次を削る。

「第1章 総則」を削る。

第1条中「和歌山県条例第37号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「第6条」を「第16条」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(行為の禁止等)

第2条 会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会館の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又は会館を利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会館の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(会館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく、鉄砲、刀剣の類又は爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があると認められる者

(会館の損傷等の届出等)

第3条 利用者は、会館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

第2章及び第3章を削る。

第3条の次に次の6条を加える。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により会館の

施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。
- (3) 会館の施設に特別の設備を付加し、又は会館の施設の設備に変更を加えないこと。
- (4) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

(利用権の譲渡の禁止)

第6条 利用者は、会館の施設の利用の権利を他人に譲渡してはならない。

(原状回復)

第7条 利用者は、会館の施設の利用を終了したとき又は条例第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第8条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県勤労福祉会館指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会館の運営管理に関する収支予算書
 - (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
 - (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれらに準ずる書類
 - (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
 - (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
 - (6) 団体の概要を記載した書類
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたとき

は、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 会館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 会館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による会館の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項

「第4章 雑則」を削る。

第23条中「知事」を「知事又は知事」に、「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

別表を削る。

別記第1号様式を別記様式とし、同様式を次のように改める。

別記様式(第8条関係)

和歌山県勤労福祉会館指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例第7条の規定により、和歌山県勤労福祉会館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

別記第2号様式から別記第6号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成17年和歌山県条例第74号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、この規則による改正後の第8条の規定の例による。

公 告

入 札 公 告

都市計画道路南港山東線(東)道路改良外合併工事の入札について、条件付き一般競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年7月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度 街臨改第4号-5 街特整第3号-2
- (2) 工事名 都市計画道路南港山東線(東)道路改良外合併工事
- (3) 工事場所 和歌山市田尻地内
- (4) 工事概要 延長670m 総幅員24.0m~30.0m(車道16.0m~20.0m)
 - 土工 路体盛土 10,600㎡
 - 擁壁工 プレキャスト擁壁 150m
 - 函渠工 ボックスカルバート 101m
 - 橋梁工 鋼橋床版コンクリート(t=250mm) 550㎡
 - 舗装工 11,670㎡
 - 排水工(街渠) 830m
- (5) 工期 平成18年3月31日まで
- (6) 予定価格 385,512,750円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 310,718,100円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 単体企業又は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

単体企業で参加する場合は次の(1)に掲げるすべての要件、共同企業体の場合は次の(2)に掲げるすべての要件を満たしていること。ただし、単体企業又は共同企業体いずれかでの

参加しか認めない。

(1) 単体企業の場合

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
- エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者であること。
- オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可及び装工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
- カ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- キ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
- ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ケ 平成7年度以降に元請として、国又は地方公共団体等が発注する支間長30m以上の鋼橋のコンクリート床版工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
- コ 平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する支間長30m以上の鋼橋のコンクリート床版工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
- サ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木工事の総合点数が、1,000点以上であること。
- シ 土木一式工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

(2) 共同企業体の場合

- ア 共同企業体の各構成員は、(1)のアからウまで及びカからクまでに掲げる要件をすべて満たしていること。
- イ 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
- ウ 一共同企業体は、条件付き一般競争入札等における特定建設工事共同企業体の総合点数の算定要領(平成17年6月30日施行)において各構成員の総合点数を基に

算出した土木工事の総合点数が1,000点以上となること又は共同企業体の代表幹事となる者が審査要綱第3条第2項に規定する土木工事の総合点数が1,000点以上であること。

エ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

オ 各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできないこと。

カ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

キ 一共同企業体の代表幹事は、県内に主たる営業所を有する者であること。

ク 一共同企業体の代表幹事は、建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可及びは装工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

ケ 一共同企業体の代表幹事となる者は、専任の土木一式工事の監理技術者を配置すること。

コ 一共同企業体の構成員は、次の(ア)又は(イ)のいずれかの者であること。

(ア) 県内に主たる営業所を有し、土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過しており、審査要綱第3条第2項に規定する土木工事の総合点数が900点以上である者

(イ) 県内に主たる営業所若しくは県内に工場(鋼橋の製作又は鋼橋の主要資材を生産する能力を有する工場をいう。)を有し、鋼構造物工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過しており、審査要綱第3条第2項に規定する鋼構造物工事の総合点数が750点以上である者

サ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

シ 一共同企業体の構成員のうち少なくとも1者は、平成7年度以降に元請として、国又は地方公共団体等が発注する支間長30m以上の鋼橋のコンクリート床版工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

ス 平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する支間長30m以上の鋼橋のコンクリート床版工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の主任技術者又は監理技術者を配置すること。ただし、監理技術者を配置できるのは、代表幹事に限る。

セ 一共同企業体で土木一式工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

3 入札参加手続等

(1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。

(2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年7月29日(金)から平成17年8月25日(木)までの和歌山県の休日(平成元年条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所

(ア) 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部道路局道路政策課
電話 073-441-3092

(イ) 和歌山市築港1丁目14-2
和歌山県海草振興局建設部総務課
電話 073-423-3281

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

閲覧期間 (2)のアに同じ。

閲覧場所 (2)のイの(イ)に同じ。

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

受付期間 平成17年8月5日(金)から平成17年8月9日(火)までの3日間

受付方法 質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

受付場所 和歌山市築港1丁目14-2
和歌山県海草振興局建設部総務課
FAX 073-431-5564

e-mail ei301611@pref.wakayama.lg.jp

回答期間 平成17年8月16日(火)から平成17年8月18日(木)までの3日間

回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部道路局ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080300>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 提出期間及び提出先

提出期間 平成17年8月19日(金)から平成17年8月25日(木)まで

提出先 〒640-8799
和歌山中央郵便局留
和歌山県海草振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・FAX番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資

料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日施行)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)、建設業許可番号(共同企業体の場合は、代表幹事の建設業許可番号)、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・FAX番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期間内に到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

次のいずれかに該当する入札書等は、受理しないものとする。

ア (2)のアの(エ)に掲げる郵送方法以外の方法により提出された入札書等

イ 入札公告に示す提出期間によらない入札書等

ウ 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等

エ 外封筒表記の開札日、工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書等

オ 外封筒表記の入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)が記載されていない入札書等

カ 外封筒に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所又は入札者の商号若しくは名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)のいずれかが複数記載されている入札書等

キ 2の(1)のアからクに掲げる要件のいずれかを満たしていない単体企業又は2の(2)のアに掲げる要件を満たしていない共同企業が提出した入札書等

(4) 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 中封筒がない入札書による入札

イ 中封筒表記の開札日、工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書による入札

ウ 中封筒表記に入札者の商号又は名称(共同企業体の場合は、共同企業体名)が記載されていない入札書による

入札

エ 同一人が2通以上の入札をした場合のそのいずれもの入札

オ 金額の記入がない入札書による入札

カ 金額を訂正した入札書による入札

キ 入札書の工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書による入札

ク 入札書の工事年度・工事番号、工事名、工事場所、商号若しくは名称(共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表幹事の商号又は名称)、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書による入札

ケ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札

コ 工事費内訳書を提出しない者がした入札

サ 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札

シ 単体企業にあつては2の(1)のケからシまでに掲げる要件のいずれかを満たしていない者が提出した入札書等、共同企業体にあつては2の(2)のイからセまでに掲げる要件のいずれかを満たしていない者がした入札又はその他の要件を満たさない者がした入札

(5) 失格について

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア 低入札調査の対象となったが、低入札価格調査実施要領に基づく各様式を同封しない者

イ 低入札調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者

ウ 虚偽の技術資料を提出した者

エ 上記アからウまでに掲げる者のほか、入札公告において示した入札条件に違反して入札を行った者

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

開札日時 平成17年8月26日(金)午後1時30分から

開札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館 5階 501号室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成17年8月26日(金)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成17年8月30日(火)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載すると共に、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおり。

ア 単体企業の場合

評価項目	着目点
ア 施工実績	元請として実施した、国又は地方公共団体等が発注する支間長30m以上の鋼橋のコンクリート床版工事の施工実績
イ 技術者評価	配置予定技術者の資格(監理技術者) 配置予定技術者の平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する支間長30m以上の鋼橋のコンクリート床版工事の経験

イ 共同企業体の場合

評価項目	着目点
ア 施工実績	共同企業体のうち少なくとも1者 元請として実施した、国又は地方公共団体等が発注する支間長30m以上の鋼橋のコンクリート床版工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の資格(監理技術者) 上記以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者) 共同企業体のうち少なくとも1者 配置予定技術者の平成7年度以降の国又は地方公共団体等が発注する支間長30m以上の鋼橋のコンクリート床版工事の経験

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

(1) 単体企業の場合

〒640-8799

和歌山中央郵便局留

和歌山県海草振興局建設部総務課 行

開札日	平成17年8月26日
工事年度・工事番号	平成17年度街臨改第4号-5街特整第3号-2
工事名	都市計画道路南港山東線(東)道路改良外合併工事
工事場所	和歌山市田尻地内

商号又は名称 _____

建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(FAX番号) _____

(2) 共同企業体の場合

〒640-8799

和歌山中央郵便局留

和歌山県海草振興局建設部総務課 行

開札日	平成17年8月26日
工事年度・工事番号	平成17年度街臨改第4号-5街特整第3号-2
工事名	都市計画道路南港山東線(東)道路改良外合併工事
工事場所	和歌山市田尻地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先(電話番号) _____

担当者連絡先(FAX番号) _____

公 告

県が設置する公の施設「和歌山県体力開発センター」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年7月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒 井 則 彦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

(1) 名称 和歌山県体力開発センター(以下「センター」という。)

(2) 所在地 和歌山市中之島2252

(3) 規模 敷地面積 3,403㎡
延床面積 4,370㎡ 普通財産約183㎡を含む。

主な付属施設 和歌山県体力開発センター指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)参照のこと。

2 指定管理者が行う業務内容

(1) センターの運営に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) その他仕様書に記載する業務

3 指定期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間

4 申請資格

(1) 指定期間中、安全円滑にセンターを運営管理し、かつ、和歌山県体力開発センター設置及び管理条例(昭和49年和歌山県条例第67号)第1条に規定するセンターの設置目的をより効果的・効率的に達成することができる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。

(2) 和歌山県内に主たる事務所を有し、和歌山県内を中心に活動している団体であること。

(3) センターにおける指定管理者の募集に係る説明会に参加していること。

なお、次項に定めるコンソーシアムにあっては、代表となる団体が説明会に参加していること。

5 コンソーシアムによる申請

複数の団体による共同体(以下「コンソーシアム」という。)が申請する場合は、次の事項に留意すること。

(1) コンソーシアムが申請する場合は、その名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

なお、代表となる団体は、4(2)の要件を満たすこと。

(2) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請することはできない。

6 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加資格を有しない団体

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体

(3) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次に該当するものがある団体

ア 地方自治法施行令第167条の4に掲げる事項に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続をしている団体

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

(6) 法人税並びに消費税及び地方消費税が未納である団体

(7) 都道府県税に係る徴収金について未納がある団体

6 和歌山県体力開発センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び仕様書並びに説明会に関する事項

(1) 募集要項等の配付

ア 配付期間

平成17年7月29日(金)から平成17年8月12日(金)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 配付場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館5F
和歌山県教育委員会生涯学習局スポーツ課

(2) 説明会に関する事項

ア 日時 平成17年8月17日(水)午前10時から

イ 場所 和歌山市中之島2252 センター会議室

(3) 説明会への参加の手続

説明会への参加を希望する団体は必要事項を記入の上、参加申込書を平成17年8月15日(月)午後5時までに和歌山県教育委員会生涯学習局スポーツ課へ持参すること。

7 問い合わせ先

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館5F

和歌山県教育委員会生涯学習局スポーツ課

TEL 073-441-3699

FAX 073-433-4408

公 告

県が設置する公の施設「和歌山県南紀スポーツセンター」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年7月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒井 則彦

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当する
コンソーシアムについても同様とする。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

- (1) 名称 和歌山県南紀スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。)
- (2) 所在地 和歌山県田辺市元町瀬ノ谷
- (3) 規模 敷地面積 109,019㎡
 宿泊棟 総収容人数216人
 研修棟 大研修室 階段式 166人収容
 中研修室 会議室 35人収容
 小研修室 会議室 15人収容
 本館 鉄筋コンクリート造3階建て
 体育館 鉄筋コンクリート造
- (4) 施設 陸上競技場兼球技場
 プール
 トレーニング室
 海洋スポーツ施設

2 指定管理者が行う業務内容

- (1) スポーツセンターの運営に関する業務
- (2) スポーツセンターの維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県南紀スポーツセンター指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)に記載する業務

3 指定期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間

4 申請資格

- (1) 指定期間中、安全円滑にスポーツセンターを運営管理し、かつ、和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例(平成6年和歌山県条例第42号)第1条に規定するスポーツセンターの設置目的をより効果的・効率的に達成することができる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 和歌山県内に主たる事務所を有し、和歌山県内を中心に活動している団体であること。
- (3) スポーツセンターにおける指定管理者の募集に係る説明会に参加していること。
 なお、次項に定めるコンソーシアムにあっては、代表となる団体が説明会に参加していること。

5 コンソーシアムによる申請

複数の団体による共同体(以下「コンソーシアム」という。)が申請する場合は、次の事項に留意すること。

- (1) コンソーシアムが申請する場合は、その名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
 なお、代表となる団体は、4(2)の要件を満たすこと。
- (2) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請することはできない。

6 欠格条項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加資格を有しない団体
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない団体
- (3) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次に該当するものがある団体
 - ア 地方自治法施行令第167条の4に掲げる事項に該当する者
 - イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続をしている団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (6) 法人税並びに消費税及び地方消費税が未納である団体
- (7) 都道府県税に係る徴収金について未納がある団体

7 和歌山県南紀スポーツセンター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び仕様書並びに説明会に関する事項

- (1) 募集要項等の配付
 - ア 配付期間
 平成17年7月29日(金)から平成17年8月12日(金)までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(土曜日及び日曜日を除く。)
 - イ 配付場所
 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館5F
 和歌山県教育委員会生涯学習局スポーツ課
 - (2) 説明会に関する事項
 - ア 日時 平成17年8月16日(火)午後2時から
 - イ 場所 和歌山県田辺市元町瀬ノ谷 スポーツセンター一会議室
 - (3) 説明会への参加の手続
 説明会への参加を希望する団体は必要事項を記入の上、参加申込書を平成17年8月15日(月)午後5時までに和歌山県教育委員会生涯学習局スポーツ課へ持参すること。
- 8 問い合わせ先
 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館5F
 和歌山県教育委員会生涯学習局スポーツ課
 TEL 073-441-3699

FAX 073-433-4408

公 告

県が設置する公の施設「和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール」における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成17年7月29日

和歌山県教育委員会委員長 駒井 則彦

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要

名称 和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール(以下「ビッグ愛・ホエール」という。)

(1) 和歌山ビッグ愛

ア 所在地 和歌山市手平2-1-2

イ 規模 敷地面積 31,657.02㎡

延床面積 20,823.64㎡

(2) ビッグホエール

ア 所在地 和歌山市手平2-1-1

イ 規模 総面積 55,562㎡

建築面積 10,948㎡

延床面積 17,234㎡

ウ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造(地上3階・地下1階)

○1階………木製アリーナ面積3,280㎡(44m×80m)

○収容人員 最大8,500人収容可能

壁面に電動可動席2,080席を収納

※移動席(スタッキングチェア)最高4,500席別途貸出し可

○2・3階…固定席2,980席

2 指定管理者が行う業務内容

(1) ビッグ愛・ホエールの運営に関する業務

(2) ビッグ愛・ホエールの維持管理に関する業務

(3) その他和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール指定管理者仕様書(以下「仕様書」という。)に記載する業務

3 指定期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間

4 申請資格

(1) 指定期間中、安全円滑にビッグ愛・ホエールを運営管理し、かつ、和歌山県民交流プラザ和歌山ビッグ愛・ビッグホエール設置及び管理条例(平成17年和歌山県条例第86号)第1条に規定するビッグ愛・ホエールの設置目的をより効果的・効率的に達成することができる法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。

(2) ビッグ愛・ホエールにおける指定管理者の募集に係る説明会に参加していること。

なお、次項に定めるコンソーシアムにあっては、代表とな

る団体が説明会に参加していること。

5 コンソーシアムによる申請

複数の団体による共同体(以下「コンソーシアム」という。)が申請する場合は、次の事項に留意すること。

(1) コンソーシアムが申請する場合は、その名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(2) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請することはできない。

6 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する団体が行った申請については、無効とする。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する一般競争入札の参加資格を有しない団体

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない団体

(3) 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうち、次に該当するものがある団体

ア 地方自治法施行令第167条の4に掲げる事項に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等による手続をしている団体

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

(6) 法人税並びに消費税及び地方消費税が未納である団体

(7) 都道府県税に係る徴収金について未納がある団体

7 申請の手続

(1) 募集要項等の配付

ア 配付期間

平成17年7月29日(金)から平成17年8月12日(金)

までの間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

イ 配付場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館5

F

和歌山県教育委員会生涯学習局スポーツ課

(2) 説明会に関する事項

ア 日時 平成17年8月17日(水)午後2時から

イ 場所 和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛会議

室

(3) 説明会への参加の手続

説明会への参加を希望するものは参加申込書を平成17年8月15日(月)午後5時までに和歌山県教育委員会生涯学習局スポーツ課へ持参すること。

8 問い合わせ先

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館5F
和歌山県教育委員会生涯学習局スポーツ課

TEL 073-441-3699

FAX 073-433-4408